

受付印	令和 年 月 日 広島県 県税事務所長様		法人番号		この申告の基礎となる修正・更正決定による。		申告年月日	
所在地 (本県が支店等 の場合は本店 所在地と併記)	(電話)		代表者氏名		経理責任者氏名			
			期末現在の資本金の額(解散日現在の額)		事業種目			
			期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額(解散日現在の額)		資本金の額が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの		非中 ○ 小法人等	
法人名	(ふりがな) -----		法第72条の2第1項第1号ロ(1)又は(2)による加算後の額		期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額			
			法人区分		イに掲げる法人		期末現在の資本金等の額	

（事業税）

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の 道府県民税
事業
特別法人事業税 の 申告書 ※

摘 要										課 税 標 準				税率(100)		税 額				(使途税匿金税額等) 法人税法の規定によ て計算した法人税額										①		兆 十 億 百 万 千 円																			
法 第 一 号 に 掲 げ る 事 業	所得割	所得金額総額 別表5②③				28																					①		(																						
		年400万円以下 の金額				29					000																②																								
		年400万円を超え年 800万円以下の金額				30					000																③																								
		年800万円を超える 金額				31					000																④																								
		計 29+30+31				32					000																⑤		000																						
	付加価値割	軽減税率不適用 法人の金額				33					000																⑥		000																						
		付加価値額総額				34																					⑦																								
		付加価値額				35					000																⑧																								
		資本金等の総額				36																					⑨																								
		資本金等の額				37					000																⑩																								
収入割	収入金額総額				38																					⑪																									
	収入金額				39					000																⑫																									
法 第 三 号 に 掲 げ る 事 業	所得割	所得金額総額 別表5②③				40																					⑬		00																						
		所得金額				41					000																⑭		00																						
	付加価値割	付加価値額総額				42																					⑮																								
		付加価値額				43					000																⑯																								
	資本割	資本金等の総額				44																					⑰																								
		資本金等の額				45					000																⑱																								
	収入割	収入金額総額				46																					⑲																								
		収入金額				47					000																⑳																								
	合計事業税額 (28又は33)+35+37+ 39+41+43+45+47						48					00		令和6年改正法附則 第8条第2項の控除額				49		00														㉑																	
	事業税の特定寄附金 税 額 控 除 額						50							仮装経理に基づく 事業税額の控除額				51																㉒																	
差引事業税額 48-49-50-51						52					00		既に納付の確定した 当期分の事業税額				53		00														㉓																		
租税条約の実施に係る 事業税額の控除額						54							この申告により納付 すべき事業税額52-53				55		00														㉔																		
55 の 内 訳	法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 1 号 又 は 第 2 号 に 掲 げ る 事 業																																																		
	所得割		56				00		付加価値割		57				00																																				
	資本割		58				00		収入割		59				00																																				
	法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 3 号 に 掲 げ る 事 業																																																		
	所得割		60				00		付加価値割		61				00																																				
	資本割		62				00		収入割		63				00																																				
55のうち見込納付額						64						差 引		65																																					
摘 要										課 税 標 準										税率(100)		税 額																													
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の 所得割に係る特別法人事業税額						66						00		67		00																																			
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の 収入割に係る特別法人事業税額						67						00		68		00																																			
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の 収入割に係る特別法人事業税額						68						00		69		00																																			
合計特別法人事業税額										66+67+68										69		00																													
仮装経理に基づく特別 法人事業税額の控除額						70						兆 十 億 百 万 千 円		差引特別法人事業税額 (69-70)		71		00																																	
既に納付の確定した当期 分の特別法人事業税額						72						00		租税条約の実施に係る 特別法人事業税額の 控除額		73																																			
この申告により納付 すべき特別法人事業税額 (71-72-73)						74						00		㉕のう ち 見 込 納 付 額		75																																			
差 引						76																																													
資本金の額 (外貨)										資本準備金の額 (外貨)										資本剰余金の額 (外貨)										前事業年度の 法人区分										イに掲げる法人											